

町田市道における道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

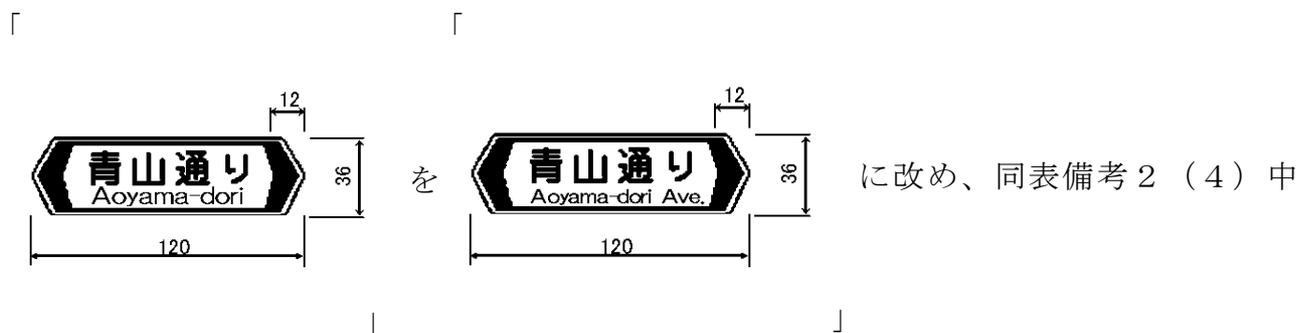
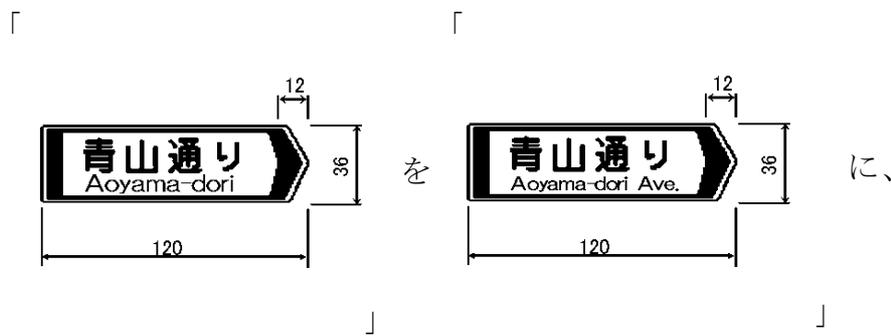
平成 3 0 年 (2 0 1 8 年) 3 月 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市道における道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例

町田市道における道路標識の寸法に関する条例（平成25年3月町田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表案内標識の項中「サービス・エリアの予告」を「サービス・エリア及び道の駅の予告」に、「(116-A)」を「(116の2-A)」に、「(116-B)」を「(116の2-B)」に、「(116の2-A)」を「(116の3-A)」に、「(116の2-B)」を「(116の3-B)」に、「(116の2)」を「(116の4)」に、「(116の3)」を「(116の5)」に、「(116の4)」を「(116の6)」に、「(117の2-A)」を「(117の3-A)」に、「(117の2-B)」を「(117の3-B)」に、「(118の3-A)」を「(118の4-A)」に、「(118の3-B)」を「(118の4-B)」に、「(118の4-A)」を「(118の5-A)」に、「(118の4-B)」を「(118の5-B)」に、「(118の4-C)」を「(118の5-C)」に、「(118の4-D)」を「(118の5-D)」に、



「(118の4-C・D)」を「(118の5-C・D)」に改め、同表備考2(7)中「(118の3-A・B)」を「(118の4-A・B)」に、「(118の4-

A・B) 」を「(118の5-A・B) 」に改め、同表備考3(2)中「(118の4-A・B) 」を「(118の5-A・B) 」に改め、同表備考3(10)ア中「(118の3-A・B) 」を「(118の4-A・B) 」に、「(118の4-A・B) 」を「(118の5-A・B) 」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

町田市道における道路標識の寸法に関する条例（改正後）

別表（第3条関係）

案内標識

略		
<u>サービス・エリア及び道の駅の予告</u> <u>(116の2-A)</u>		<u>サービス・エリア及び道の駅の予告</u> <u>(116の2-B)</u>
(図) 略		(図) 略
<u>サービス・エリア</u> <u>(116の3-A)</u>		<u>サービス・エリア</u> <u>(116の3-B)</u>
(図) 略		(図) 略
<u>非常電話</u> <u>(116の4)</u>	<u>待避所</u> <u>(116の5)</u>	<u>非常駐車帯</u> <u>(116の6)</u>
(図) 略	(図) 略	(図) 略
略	略	<u>登坂車線</u> <u>(117の3-A)</u>
(図) 略	(図) 略	(図) 略
<u>登坂車線</u> <u>(117の3-B)</u>	<u>総重量限度緩和指定道路</u> <u>(118の4-A)</u>	<u>総重量限度緩和指定道路</u> <u>(118の4-B)</u>
(図) 略	(図) 略	(図) 略
<u>高さ限度緩和指定道路</u> <u>(118の5-A)</u>	<u>高さ限度緩和指定道路</u> <u>(118の5-B)</u>	<u>高さ限度緩和指定道路</u> <u>(118の5-C)</u>
(図) 略	(図) 略	(図) 略
高さ限度緩和指定道路	道路の通称名	道路の通称名

町田市道における道路標識の寸法に関する条例（改正後）

(118の5-D)	(119-A)	(119-B)
(図) 略		
略		
警戒標識		
略		
補助標識		
略		

備考

- 1 略
- 2 本標識板の寸法
 - (1)～(3) 略
 - (4) 自動車専用道路に設置する「高さ限度緩和指定道路 (118の5-C・D)」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により必要がある場合にあっては、図示の寸法の3分の2まで縮小することができる。
 - (5)・(6) 略
 - (7) 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」、「総重量限度緩和指定道路 (118の4-A・B)」、「高さ限度緩和指定道路 (118の5-A・B)」及び「まわり道 (120-A)」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により必要がある場合にあっては、図示の寸法((6)に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の寸法)の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。
 - (8)～(11) 略
- 3 案内標識及び警戒標識の文字等の大きさ等
 - (1) 略
 - (2) 自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識で、「入口の方向」、「入口の予告」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点 (114-B)」、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路 (118の5-A・B)」、「道路の通称名」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、次の表の設計速度の区分に応じ、同表の右欄に掲げる値(ローマ字にあっては、その2分の1又は3分の2の値)を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

略

- (3)～(9) 略
- (10) 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

ア 案内標識

縁は、自動車専用道路以外の道路に設置するもので、「待避所」、「駐車場」及び「まわり道 (120-B)」を表示するものについては9ミリメートル、「総重量限度緩和指定道路 (118の4-A・B)」及び「高さ限度緩和指定道路 (118の5-A・B)」を表示するものについては16ミリメートル、「登坂車線」を表示するものについては10ミリメートル、「道路の通称名」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

イ 略

- 4 略

町田市道における道路標識の寸法に関する条例（改正前）

別表（第3条関係）

案内標識

略		
<u>サービス・エリアの予告</u> <u>(116-A)</u>	<u>サービス・エリアの予告</u> <u>(116-B)</u>	
(図) 略	(図) 略	
<u>サービス・エリア</u> <u>(116の2-A)</u>	<u>サービス・エリア</u> <u>(116の2-B)</u>	
(図) 略	(図) 略	
<u>非常電話</u> <u>(116の2)</u>	<u>待避所</u> <u>(116の3)</u>	<u>非常駐車帯</u> <u>(116の4)</u>
(図) 略	(図) 略	(図) 略
略	略	<u>登坂車線</u> <u>(117の2-A)</u>
(図) 略	(図) 略	(図) 略
<u>登坂車線</u> <u>(117の2-B)</u>	<u>総重量限度緩和指定道路</u> <u>(118の3-A)</u>	<u>総重量限度緩和指定道路</u> <u>(118の3-B)</u>
(図) 略	(図) 略	(図) 略
<u>高さ限度緩和指定道路</u> <u>(118の4-A)</u>	<u>高さ限度緩和指定道路</u> <u>(118の4-B)</u>	<u>高さ限度緩和指定道路</u> <u>(118の4-C)</u>
(図) 略	(図) 略	(図) 略
<u>高さ限度緩和指定道路</u> <u>(118の4-D)</u>	<u>道路の通称名</u> <u>(119-A)</u>	<u>道路の通称名</u> <u>(119-B)</u>
(図) 略	(図) 略	(図) 略

町田市道における道路標識の寸法に関する条例（改正前）

(図) 略		
略		
警戒標識		
略		
補助標識		
略		

備考

- 1 略
- 2 本標識板の寸法
 - (1) ～ (3) 略
 - (4) 自動車専用道路に設置する「高さ限度緩和指定道路 (118の4—C・D)」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により必要がある場合にあっては、図示の寸法の3分の2まで縮小することができる。
 - (5)・(6) 略
 - (7) 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」、「総重量限度緩和指定道路 (118の3—A・B)」、「高さ限度緩和指定道路 (118の4—A・B)」及び「まわり道 (120—A)」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により必要がある場合にあっては、図示の寸法((6)に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の寸法)の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。
 - (8) ～ (11) 略
- 3 案内標識及び警戒標識の文字等の大きさ等
 - (1) 略
 - (2) 自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識で、「入口の方向」、「入口の予告」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点 (114—B)」、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路 (118の4—A・B)」、「道路の通称名」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、次の表の設計速度の区分に応じ、同表の右欄に掲げる値(ローマ字にあっては、その2分の1又は3分の2の値)を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

略

- (3) ～ (9) 略
- (10) 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

ア 案内標識

縁は、自動車専用道路以外の道路に設置するもので、「待避所」、「駐車場」及び「まわり道 (120—B)」を表示するものについては9ミリメートル、「総重量限度緩和指定道路 (118の3—A・B)」及び「高さ限度緩和指定道路 (118の4—A・B)」を表示するものについては16ミリメートル、「登坂車線」を表示するものについては10ミリメートル、「道路の通称名」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

イ 略

- 4 略